

2006年4月28日

「メール問題」に関する外部調査報告について

民主党総合調整局長

平野 博文

1 民主党は、いわゆる「メール問題」について、検証チームの報告書の公表と、それを受けた前執行部の総辞職をもって、そのけじめと責任を明らかにし、新執行部の下で挙党一致を誓い、安心して政権を任せられる「信頼される民主党」への改革に着手したところである。

2 この度、前執行部が再発防止のための提言等をいただくことを主目的として委託した外部調査について、その報告書をいただいた。

その作業内容や時間的制約など、要請自体の困難性から、赤松弁護士をはじめ弁護士チームの方々の不眠不休に近い精力的な取り組み、多大なご労苦に深く感謝する。

新執行部としては、この貴重な提言をも踏まえて党改革に取り組む所存であり、その過程を国民の皆さまに見ていただくためにも、その根幹部分である客観的な評価、提言等の全文を公表することとした。

3 事実経過については、ほぼ先の党「検証チーム」報告と符合するものであり、特段の矛盾はない。

党の検証チームの報告との大きな差異は、委託した弁護士の方々の方針として、党外の個人や法人についても全て実名表記しており、その行動に係わる評価についても単に事実関係のみではなく、可能性や推量も盛り

込まれていることである。

同時に、党による報告書の要旨の作成あるいは報告書の編集は、外部調査報告にゆがみを来す場合もあり、弁護士の方々の方針としてこれを否定されていることは当然の姿勢と言える。

したがって、事実経過の部分については、個人のプライバシー侵害の問題や名誉毀損等の議論の余地があり、公表しえない。

4 「事実判断に基づく分析・指摘・評価」及び「提言」、「付言」については、個々の役員、議員及び党にとっては大変厳しい、指摘、評価であり、その表現も直截的ではあるが、これは党の反省の姿勢を込めて、あえて前述の通り、全文を公表することとした。

5 また、別に「法的措置」についての意見書が提出されたが、これは正に今後の司法当局の動向を含め、慎重に検討しなければならない法律上の検討事項であるので、公表すべきものではないと判断した。

ただし、専門家の「意見書」の結論が、党としての「法的措置」については「困難」との評価であったことを明らかにしておく。

外部調査報告書

<目次>

【事実判断に基づく分析・指摘・評価】	……	3
【提言】	……	13
【付言】	……	14

【事実判断に基づく分析・指摘・評価】

[本項における分析・指摘・評価の記述について]

本件メール問題ないしは永田議員質問問題について、当職らが、調査を行い、かつ、事実判断を行った結果としての、問題点の分析・指摘・評価については、事実判断、経緯において、以下を了している。

- ・ 本件各質問に至るまでの永田議員による怠慢、虚偽説明
- ・ 野田国対委員長の、永田議員による本件各質問の承認、及び同承認に至るまでの対応並びに認識についての各経過
- ・ 本件各質問後の党の危機管理における司令塔の不在、対応組織(体制)の整備・確立の欠如、関係情報及び意見等の集約・整理の欠如、及び同情報等の司令塔と対応組織間のパイプの整備の欠如
- ・ 党において、危機を認識し、所要の対応を行うべきであったと認められる時期等(具体的には、それが、2月17日の本件各質問終了の時点であったと認められること)
- ・ 関係各幹部の対メディア対応の不備・混乱
- ・ 各関係事実についての責任の所在

などである。

したがって、以下においては、主として、その余の分析・指摘・評価にかかる事項について記述することとする。

[分析・指摘・評価の前提としての、「組織としての政党と国会質問との関連等」について]

国政レベルを前提として、「政党」というものを、「組織」として見た場合、その性格は、極めて特殊である。

すなわち、当職らの理解するところでは、その場合の政党とは、要するに、政治的な主義主張、ひいては、同主義主張の国政レベルでの実現という目的を共有する国会議員(以下、単に「議員」という)の集団あるいは集合体である、と理解される。

しかして、その組織の構成員たる議員との関連で述べると、議員にあたっては、その一人ひとりが、国民を代表するという性格を持ち、かつ、選挙の当落によって、個々の議員の地位の維持・喪失が決まってくるなどの点(つまり、構成員の個性の強さ、あるいは一面の独立性の強さという点)で、政党は、企業・官庁のようないわゆるピラミッド型・一体型の統制的な組織とは、性格を大きく異にするとと思われる。

しかし、政党にあっても、ある程度の組織的な統制は、当然、必要である。

すなわち、現実的、かつ、実態的に見るべく、他の組織と比較すると、例えば、官庁にあっては、国内に、特に対立的な組織はない。

企業の場合は、競争原理の中にはあるが、しかし、市場の完全支配は、法の許さないところであるし、実情としても、いわゆるシェア争いはあるものの、一面、社会における共存を前提とする。

それに対して、政権というものは、与野党間における共有、あるいは分

有することができない。

したがって、政党については、一つの政権(一つの「旗」と言っても、よいかもしれない)を巡って、与党であれば、主に野党第一党に対抗しての政権維持を、野党第一党においては、与党からの政権奪取を図るという意味で、戦闘集団ともいべき性格を有しているのも事実であり、そのこととの関連において、政党は、相応の統制が必要な組織ということができらるであろう。

そこで、それらのことを前提として、国会質問(主に野党の場合)というものを実態的に考えた場合、同質問において、要請されるものは、おおよそのところで言うと、

ア 社会・国民に対するアピールの度合いが、できるだけ高いこと
イ 国政にかかわるものであるがゆえの、正確・誠実・公正といったことについての相応の節度を保つこと

の二点、という見方ができると思われる。

しかして、その見方を前提とすると、「国会質問」を行う場合には、その二つの条件を必要とすることになるが、実際には、この二つの要請は、ある意味で、背反するところが、ないではなく、その両立には、相応の困難が伴うものと思われる。

特に、野党による、反対党、すなわち、与党関連の不正疑惑あるいは政治的スキャンダルについての追及的な質問(以下「不正疑惑等関連質問」という)にあっては、上記アとイとの間の関係は、微妙にならざるを得ないものと思料される。

しかし、そのような実態があるにしても、上記イの点を誤り、そのことが国民に対して明らかになった場合(当然のことながら、「明らかに」ならないことをもって、良しとする趣旨ではない)には、当該質問の上記アの点が、その度合いの高さに比例する形で、言わば「逆ばね」として働き、そのことが、当該質問を行った議員の所属政党の側に、時に、壊滅的ともいべき

打撃として返ってくる可能性があることは、事実として、今回の件によっても、明らかになったとおりである。

したがって、不正疑惑等関連質問については、上記イの点を確保するためのシステムの構築と、質問に立つ議員自身の自覚を必要とするものと思料される。

[本件1回目質問自体の適否等について]

- ・ 本件メールにかかる本件1回目質問(以下、時に、単に「本件質問」という)については、「要は、聞き方の問題であって、質問をすること自体は、悪くなかった」、「関係情報について、完全な裏付けがなければ、野党において、不正疑惑等関連質問として取り上げてはいけない、ということになると、同質問を行う余地がなくなりかねない」などの意見がある。

しかして、同意見が正しいとすると、本件質問に当たっては、予め、他の議員から、相応の助言・指導が行われるなどしているのであるから、問題は、専ら質問者、すなわち永田議員の資質・適性、あるいはそれらの点についての野田国対委員長判断にあった、ということになる。

- ・ しかし、当職らとしては、通常不正疑惑等関連質問については、上記意見が妥当とするとしても、こと本件各質問の場合は、同意見に賛同することはできないものとする。

すなわち、本件質問の内容は、自民党に与える、いわゆるインパクトにおいて、例えば、「投資事業組合問題」を質問として取り上げた場合などは、比べ物にならないものであったことは、明らかであろう。

具体的には、実際の永田議員による本件質問ほど拙劣な質問方法ではなくとも、多少とも、メールというものを持ち出して、その質問を行えば、永田議員質問問題と同様の事態を招来する可能性が、極めて高かったものと思われる。

なぜなら、事は、自民党幹事長にかかわるものであるのみならず、メールという、一般的には、裏付資料として十分とも思われるものによって、現に裏付けられている、との意味内容を伴った質問を行えば、いずれにしる、自民党側にあっては、必死の反論を行わざるを得なかった、と思われるからである。

したがって、メールというものを持ち出して、質問を行う場合には、いずれにしる、永田議員において、本件情報提供者に対する事前の直接確認が絶対必要条件だったのであり、同条件を満たせないのであれば、そのような質問自体を行うべきではなかったのである。

また、メールのことに全く触れない上での質問ということになると、言わば、風評に基づく質問とも、受け取られかねなかったのであって、以上、要するに、本件メールにかかる情報に基づく質問は、どのような形であっても、質問の項目として適当ではなかったと、いわざるをえない。

〔本件質問前までのその他の関連事項について〕

- ・ 野田国対委員長において、永田議員による本件質問を決定するに当たっての、問題点としては、情報の収集調査に長けた平野調整局長と全く連携をしなかったことも挙げざるを得ない。

不正疑惑等関連質問については、既述のとおり微妙な問題が存するのであるから、国対関係者のみの間において、その種の質問の可否を決定することは、控えるべきものと思料する。

現に、平野調整局長にあっては、永田議員質問問題の生起する前から、種々の情報の調査の過程において、「西澤」なる者の元記者としての評判の悪さを承知していたものであり、もし、野田国対委員長あるいは永田議員において、本件質問前に、本件メールにかかる情報につき、平野調整局長に対する相談を行っていれば、本件質問は、行われなかった可

能性すら存するのである。

・ 鳩山幹事長との関連で述べれば、いかに「投資事業組合問題」発言のことがあったとはいえ、野田国対委員長から、事前に、同幹事長に対して、本件メールにかかる本件質問のことを報告しておくべきであった、と思われる。

当時の鳩山幹事長の心境等に照らすと、同報告によって、同幹事長が、本件質問自体を制止したか否かについては、その可能性は低かったとも思えるが、同報告により、少なくとも、本件各質問終了後の、党内の混乱・迷走は、相当程度は抑止できたものと思料される。

については、当時の、鳩山幹事長の周囲にいた党幹部等の同幹事長への対応一般についても、述べておくと、同幹部らにあっては、何事によらず、同幹事長に対する遠慮のようなものが存したや、に思われる。

すなわち、鳩山幹事長は、有力政治家などを輩出した、政治家一家に育ち、自身、昭和63年以来、衆議院議員当選7回を重ねたものであり、かつ、党結成以来の有力メンバーであるほか、人格・徳望を含めて、その存在は、党内にあって、頭抜けたものであった、と認められる。

しかして、そのことが、周囲の同幹事長に対する遠慮を生み、さらには、例えば、「投資事業組合問題」発言などの問題についても、その情報管理のあり方などにつき、直言する者に乏しく、党幹部にあっては、そのような直言に代えて、その後は、永田議員質問問題による危機発生後すら、同幹事長に対し、所要の連絡あるいは報告を上げないなどの方法によって、対応を行ったのは、極めて、遺憾といわざるをえない。

また、以上のことは、同幹事長においても、深く、心すべきものと思われる。

敢えて、述べれば、あるいは、党の組織としての命運は、そのこと(すなわち、今後の鳩山幹事長とのその周囲との関係)にも、かかっているように思われる。

〔本件1回目質問から同2回目質問までの間について〕

- ・ 野田国対委員長は、本件1回目質問後の永田議員が、周囲から見ても、明らかなほどに、異常ともいふべき体を示していたにもかかわらず、言わば同議員の立場に配慮し、質問者を、他の議員に交代させることなく、永田議員に、本件2回目質問を行わせたものである。

しかして、その点については、野田国対委員長において、その職責に照らしての、所要の非情さに欠けていた、といわざるをえない。

- ・ そのこととの関係で、さらに述べると、この党の場合、各議員の政治的来歴などが多様であることは、周知の事実であるところ、そのことが、上記の野田国対委員長の対応にも、多少の影響を与えていた可能性が、あるようにも、思われる。

すなわち、党の各議員の政治的来歴は、自民党出身、旧民社党系、旧社会党系等々と様々である。

また、前原代表や野田国対委員長のように、松下政経塾出身の者も存在する。

しかして、当職らにあっては、党内においての具体的なことは承知していないが、一般論として言えば、一つの組織において、そのような事情が存する場合には、ややもすれば、その構成員間に、複雑な人間関係が生じやすいのは、常識であろう。

ついでに、野田国対委員長の永田議員に対する配慮（あるいは、「遠慮」であったかもしれない）にも、上記のとおり関係が、多少とも、影響を与えていた可能性も否定できないように、思われる。

さらに述べれば、前原代表と野田国対委員長にあっては、同じ松下政経塾の出身であるが、その関係では、同委員長が同代表の先輩に当たるところ、そのことも、永田議員質問問題への対応の際の、両者間の意

思の疎通が、必ずしも、十分ではなかった背景の一つになった可能性も、なしとしないように思われる。

以上のようなことは、「組織」が、危機に陥った際の対応において、時に大きな阻害要因になりやすいことも、常識に属することであり、また、党の組織としての充実・前進を図る上でも、党全体において、心すべきものと思われる。

〔本件2回目質問終了後について〕

党にあっては、できれば、永田議員による本件2回目質問終了後の2月17日のうち、あるいは、遅くとも、同月20日には、鳩山幹事長あるいは玄葉幹事長代理において、司令塔となり、問題の対応に当たる体制等をとるべきであった、と思われる。

また、その場合、野田国対委員長にあっては、その立場上、自ら、そのことを言い出すことは、難しかったはずであるから、その上位にある者の方から、同委員長に対して、敢えて、その旨を申し渡し、所要の手配を行う必要があった、と思われる。

当時、野田国対委員長においても、内心では、そのようなことの必要性を考え、また、望んでいた節が窺われるのであるが、同委員長の、事についての責任は責任として、思うに、当時の同委員長の、その点についての苦悩の深さには、察するに余りあるものがあるように思われ、当職らにおいても、いささかの同情を禁じえないと同時に、その上位にあった者らの、その点についての責任の重さを思わざるを得ない。

〔永田議員質問問題の責任について〕

永田議員質問問題の各段階における責任の所在について、改めて簡略

に述べておくと、次のとおりである。

すなわち、永田議員については、別論とし、かつ、従来からの組織のあり方自体についての前原代表、鳩山幹事長、あるいは歴代の代表・幹事長らの責任を別とした場合、本件各質問が行われる以前においては、野田国対委員長が責任が重い。

一方、本件2回目質問終了後については、前原代表、鳩山幹事長をはじめとする、言わば党全体に責任があるものと思料する。

〔2月28日より後のことについて〕

2月28日より後のこととしては、某若手議員のホームページのことがある。

すなわち、当該ホームページの同議員自らの「日記」なる部分には、翌3月中のこととして、野田国対委員長の永田議員質問問題についての事後談的な文言が載せられており、その内容が、問題となったことは、周知のことと思われる。

については、党の個々の議員の対外発言・発表等について、述べておくと、以下のとおりである。

すなわち、政党は、先にも述べたとおり、個々に国民の代表たる議員の集合体であるから、それら議員の対外的な発言・発表・表明等に対しての、党による制約・統制にも、自ずから限界があり、また、あって当然とも思われる。

しかし、党が、与党からの政権奪取という目的を共有する以上、個々の議員において、上記発言等につき、相応の思慮と節度を保つのも、当然の義務と思料する。

〔党の西澤氏に対する「法的措置」について〕

同じく、2月28日よりも後のこととして、党内にあっては、党による西澤氏への「法的措置」なるものが、一部議員の間で、しきりに議論の対象となったことが窺われる。

ついては、その「法的措置」なるものについての、当職らの見解は、本報告書添付の「本件メール問題に関する『法的措置』について」と題する意見書のとおりである。

しかして、その点について、敢えて、付言すると、当時、そのようなことが、党内にあって、言わば「思いつき」として、軽々に議論の対象となり、かつ、そのことが党外に対しても伝えられたのであるとすれば、そのこと自体が、組織として、相当に問題であるように思われる。

【提言】

- ・ 経緯を踏まえた「分析・指摘・評価」を経た上は、改めて、「提言」とするべきと思料されるものは、最早、余りない。

- ・ 敢えて、述べれば、党の現状を当選回数から見た場合、ベテラン・中堅の各議員と、いわゆる若手の各議員との間に、言わば空白のようなものがあるように思われる。

そして、そのような空白の結果、若手議員である永田議員において、先輩議員等から、日ごろよりの所要の指導などを受けることにおいて、欠けるところがあり、そのことが、今回の問題を生起させた背景の一つとなっているように思われる。

したがって、今後においては、ベテラン各議員等の若手各議員に対する指導(例えば、国会質問の際の所要の礼節、同質問の技術など)を充実させ、若手各議員においても、これに謙虚に応えることが必要、と考えるものである。

- ・ しかして、最後に、組織における危機管理について心すべきは、まず、日ごろから、「危機」を引き起こさぬように配慮することであり、また、危機発生の場合の要諦は、同発生を機敏に察知し、これに対応する体制を速やかに構築・整備することであることを、改めて、指摘して、提言の終わりとする

【付言】

- ・ 今、この党は、野党第一党でありながら、事実上、そのことに安住したかのように見える政党に墮するののか、真実、言わば荒野、砂漠、険しい山岳地帯を乗り越えながら、政権奪取に向かって前進し、政権交代可能な真の二大政党制を実現しようとする政党であり続けられるののかの、分かれ道に立っているようにも見える。

- ・ しかし、現状にあっては、後者の道を進むことは、容易ではないとも思われる。

しかし、当職らは、本調査の過程において、多くの議員から、事情聴取を行ったところ、その全ての議員が、真摯・誠実に応答したことは、当職らにとって、驚嘆に値する、と述べても過言ではなかったのが実情であった。

特に、その中でも若手の各議員にあっては、未だ、いわゆる「権力」の味を知らないせいもあるが、率直に言って、いささか、政治家としては過ぎるのではないかと思えるほどに、真摯・誠実・正直であり、その背後にある党再生に対する思いの強さには、当職らにおいて、これを感じ取らざるを得ないほどのものがあつたものである。

ついては、当職らとしては、同各若手議員が、その真摯にして誠実などの部分をでき得る限り残しながら、政治家(僭越を承知で、敢えて、言えば「政治屋」ではなく)として成長した場合の、党自体の姿に思いを馳せたのが実情である。

- ・ 本報告書については、その完成度において、いささか足らざるところがあるのではないかとの思いを拭えないものではある。

しかし、それにしても、本調査から、本報告書の起案終了に至る経緯は、これを事件捜査に例えると、相当程度の複雑さを伴い、かつ、それなりの期間にわたる事案についての、捜査、公判、証拠整理、判決起案といった各過程を、3名という少数(信用・能力等との関係で、そのような人数になら

ざるを得なかったのであるが)で、捜査着手から、約1ヶ月余りの短期間をもって、完了させたというに等しく、当職らにおいて、それなりの苦勞を伴うものであった。

しかして、当職らをして、そのような苦勞を押し、同完了にまで至らせたものは、上記のとおり各議員の真摯な対応などによって感じられたところの、危機感の強さ、そして、敢えて、さらに付加するならば、日本の中にあると思われる、民主党を支持するか否かという次元を超えたところの、政権交代が可能な二大政党制に対する期待への意識であったことを、ここに付言する次第である。

以上